

逗子市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、すべての市民の自主的な学習、調査・研究、趣味・娯楽などを支える生涯学習の基盤として、必要な資料及び情報を提供することを目的とし、地域文化の発展と住み良い地域社会の形成を旨とする。

2 基本方針

現在及び将来の市民のためを第一の原則として、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会）を尊重し、次のとおり収集方針を定める。

- (1) 国内出版物を中心に、高度な学術書・研究書や、著しく高額な図書を除き、全分野にわたり、主題の主要概念について一般的な理解を得るための基本的資料を中心に収集する。
- (2) 通常の資料では図書館サービスを受けにくい市民のために、それぞれの状況に応じた資料を収集する。
- (3) 図書館で収集する資料の種類は次のとおりとする。

ただし、書き込むこと、切り取ること、組み立てることを目的とした資料、又は著しく破損しやすい資料は原則として収集しない。

 - ア 図書（一般図書・参考図書・児童図書・外国語図書）
 - イ 新聞・雑誌
 - ウ 地域資料（郷土資料・行政資料）
 - エ 特別コレクション
 - オ 視聴覚資料
 - カ 障がい者用資料
 - キ その他（電子資料など）
- (4) 資料の収集に際して、各種の出版情報を十分活用し、新刊書だけでなく、場合によっては古書も購入対象とするほか、寄贈図書、寄託図書についても、必要に応じて収集する。
- (5) 専門性が高いと判断された資料については、神奈川県立図書館や近隣図書館の蔵書構成にも留意して判断する。
- (6) 資料の選択にあたっては、以下の点を基本方針とする。
 - ア 本収集方針や予算にも留意し、市民の要求を的確に反映できるように努める。
 - イ すべての分野において、時代に則した最新の情報を提供できるように留意する。
 - ウ 分室の機能や地域性にも留意して、全体の蔵書構成は体系的に均整のとれた

ものにする。

エ さまざまな思想、信条、学説、宗派にとらわれず、公平に扱う。

個人、または組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。

オ 図書館職員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

カ 著者、発行所（者）、内容、形態などにも十分留意する。

キ 寄贈図書などの受け入れについても基本方針に基づき収集する。

ク 学習参考書、資格試験などの問題集は原則として収集の対象としない。

(7) 資料の選択は、図書館の責任において選書会議を開催し、その結果を尊重して図書館長が決定する。

(8) 以上の基本方針により収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館または図書館職員が支持することを意味しない。

3 資料の種類と収集範囲

(1) 図書

ア 一般図書

市民の学習、調査・研究、趣味・娯楽などに役立つ基礎的資料を中心に、大学の一般教養課程程度までを収集の対象とし、「日本十進分類法」の主題配列に従い、次のとおり定める。

0類 総記

(ア) 情報科学・コンピュータに関しては、基本的な技術書・実用書を収集し、つねに最新の情報を提供できるようにする。

(イ) 図書館・読書に関するものは、幅広い視点の資料を収集する。

(ウ) 百科事典・年鑑などは、さまざまな角度から利用できるよう幅広く収集する。

(エ) 評価の高い叢書はできる限り収集する。

1類 哲学・宗教

(ア) 思想・哲学・心理学・宗教については、各分野の基本図書を中心に収集し、入門書・解説書にも留意する。

(イ) 倫理・道徳は、入門書・解説書を中心に収集する。

(ウ) 宗教関係書は、特定の宗教・宗派に偏らず幅広く収集する。

2類 歴史・地理

(ア) 歴史書は、関心の高い分野なので、一般向けの読みものをはじめ入門書・解説書を中心に多様な資料を収集する。

(イ) 特定の歴史観や学説に偏らないよう、幅広く収集する。

(ウ) 伝記については、歴史上の人物のみならず、現代人も対象として客観的

な立場で書かれたものを収集する。

- (エ) 地図・旅行案内書は、最新の情報を提供できるように収集する。

3類 社会科学

- (ア) さまざまな学説や主張があるので、多様な観点に立つ資料を偏りなく収集する。
- (イ) 法律に関しては制定・改廃に留意して、特に市民生活に関わりの深い法律については最新の入門書・解説書・実用書も収集する。
- (ウ) 政治・経済・経営については、世の中の動向に留意し、幅広く収集する。
- (エ) 税金・年金・介護などは、日常生活に密接に関わる分野なので、最新の情報を提供できるように収集する。
- (オ) 教育については、関心の高い分野なので、最新の動向や多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (カ) 学校案内は、最新の情報を提供できるように収集する。ただし、試験問題集は収集の対象としない。

4類 自然科学

- (ア) 自然科学の各分野は高度に細分化、専門化されているので、入門書・解説書に重点をおき幅広く収集する。
- (イ) 科学と倫理、科学と人間、科学と社会について書かれたものも収集するが、科学的根拠が薄いと判断されたものは収集の対象としない。
- (ウ) 医療・健康・栄養学など関心の高い分野については、最新の情報と記述の正確さに留意して幅広く収集する。闘病記についてもできるだけ幅広く収集する。

5類 技術

- (ア) 日進月歩の著しい分野なので、常に最新の情報を提供できるように収集する。
- (イ) 環境問題については、関心も高く時事性・話題性が常にある分野なので、多様な観点に立つ資料を収集する。
- (ウ) 建築・インテリアについては、関心の高い分野なので幅広く収集する。
- (エ) 通信工学、電気通信については、最新の情報を中心に趣味や実用に役立つ資料を収集する。
- (オ) ファッションや料理、日常の家庭生活に関係するものは、特に関心が高いので積極的に収集する。

6類 産業

- (ア) 各種産業の最新の動向について把握できる資料を収集する。
- (イ) 利用が多い園芸などは、趣味や実用に役立つ資料を中心に収集する。

- (ウ) 商店経営など実務に役立つ資料を収集する。
- (エ) ペットの飼い方などは、分かりやすく実用に役立つ資料を収集する。

7類 芸術

- (ア) 市民の教養・趣味・娯楽に役立つ資料を、鑑賞・評価と制作・実技などの両面にわたり幅広く収集する。
- (イ) 趣味として手がける人の多い分野については、入門書を中心としてある程度上級の人の要望にも応えられるように収集する。
- (ウ) 漫画は、一定の権威ある賞を受けた作品や社会的評価の定まった作品・作家を中心に、破損しやすいものを避けて慎重に選択する。
- (エ) 美術全集・画集・写真集などは、芸術性の高いものを中心に収集する。
- (オ) スポーツは、各種目・競技の基本書・ルールブックや、実践記録、体験記などを中心に収集する。

8類 言語

- (ア) 市民の教養・学習・実用に役立つ資料を収集する。
- (イ) 各言語に関する入門書・解説書及び主要な著作を中心に収集する。
- (ウ) 辞典類はこの分野の中心となる資料のため、評価の高い資料を重点的に収集する。

9類 文学

- (ア) 市民の関心が高く、最も利用の多い分野なので、各ジャンルにわたって幅広く収集する。
- (イ) 日本の文学については、古典から現代まで幅広く収集する。
- (ウ) 外国の文学については、評価の高い作品を中心に幅広く収集する。

イ 参考図書

日常生活のうえで生じる疑問の解決や、調査・研究に役立つための辞書・事典類や年鑑などを次のとおり収集する。

- (ア) 幅広い市民の調査・研究に対応できるよう収集する。
- (イ) 過度に特殊、専門的なものは収集の対象としない。
- (ウ) 電子資料・電子情報などについても収集対象とする。

ウ 児童図書・ヤングアダルト図書

児童図書については、子どもの読書活動を推進するため、それぞれの子どもの発達段階を踏まえ、本との出会い、読書の楽しさや喜びを見いだせるよう、各分野の資料を次のとおり収集する。

絵本

- (ア) 知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に収集する。
- (イ) 評価の定まった絵本作家の作品は、できるだけ収集し複本も揃える。
- (ウ) 代表的なブックリストに取り上げられた作品は網羅的に収集する。

文学

- (ア) 豊かな想像力や空想力を養い、視野を広げて、より高度な読書の世界へと誘えるものを中心に幅広く収集する。
- (イ) 評価の定まった作家の作品は、できるだけ収集する。
- (ウ) 長い間読み継がれてきた作品で評価の定まったものは、十分な複本を用意する。
- (エ) 昔話については、民俗学からの視点だけではなく子どもの文学の原点として位置づけ収集する。

ノンフィクション

- (ア) 調べ学習・総合学習に対応できる資料を幅広く収集する。
- (イ) 学校への支援のための資料については、複本も視野に積極的に収集する。
- (ウ) 生き方についての悩みなどに答えられる、人生訓や心理学などの資料を収集する。
- (エ) 歴史については、史実を忠実に表現している資料を収集する。
- (オ) 社会に対する見方を広げ、深めることのできる資料を収集する。
- (カ) 自然に対する興味を広げ、自然とのふれあいにつながるような資料を収集する。
- (キ) 科学技術への興味を深め、創造や制作への意欲を高める資料を収集する。
- (ク) 各種産業に関するわかりやすい資料を収集する。
- (ケ) 芸術に関するものは、各分野の基本となる資料を収集する。
- (コ) 言語については、英語や国語科の学習に役立つ資料を中心に収集する。

紙芝居

- (ア) 絵と文が調和し子どもが楽しめる資料を収集する。
- (イ) 想像の世界を広げられる資料を収集する。

ヤングアダルト図書

- (ア) 中学生、高校生世代を対象に、授業の参考となる資料のほか、学習・趣味・娯楽・実用にわたり関心の高い資料を収集する。
- (イ) ヤングアダルト世代を主たる対象として出版された資料を中心に収集する。

エ 外国語図書

市内在住の外国人の日常生活に役立つ資料及び日本人が多文化への理解を深めるための資料を次のとおり収集する。

- (ア) 日本の歴史・伝統・社会・文化・芸術などについて書かれた資料は、幅広く収集する。

- (イ) 日本語学習のための資料も収集する。
- (ウ) 逗子市及び神奈川県について書かれた資料は、できる限り収集する。
- (エ) 英字資料を中心にして、各国を紹介した図書および百科事典、辞典などを収集し、また必要に応じて各主題分類の解説書・基本書も収集する。

(2) 新聞・雑誌

新聞・雑誌については、迅速で幅広い情報を得る手段として、また、趣味・娯楽に役立つための資料として、次のとおり収集する。

ア 新聞

- (ア) 新聞は主要な全国紙に加え、神奈川県内や逗子に関する新聞など、関係する地方紙も収集する。
- (イ) 専門紙および政党機関紙については主要なものを収集する。
- (ウ) 外国語新聞は、英字紙を中心に収集する。

イ 雑誌

- (ア) 雑誌は、最新の情報を得られる資料であるため、市民の日常生活に役立つ主要なものを幅広く収集する。ただし、漫画雑誌は収集の対象とはしない。
- (イ) 各分野の基本的な雑誌を収集対象とする。
- (ウ) 市民の趣味・娯楽などに留意して収集する。
- (エ) 外国語雑誌は、代表的なニュース誌などを収集対象とする。
- (オ) 児童雑誌は、主要なものを収集する。

(3) 地域資料（郷土資料・行政資料）

逗子の歴史・地理・行政などに関する資料は網羅的に収集する。近隣市町村に関する資料は必要に応じて収集する。関連する資料であっても一般図書・雑誌等とは別枠で、次のとおり収集する。

ア 逗子に関する地域資料は、次の形態のものを収集の対象とする。

- (ア) 図書
- (イ) 新聞、雑誌
- (ウ) パンフレット、リーフレット
- (エ) 絵葉書、ポスター
- (オ) 視聴覚資料
- (カ) その他必要なもの

イ 逗子市の行政資料は、網羅的に収集する。

ウ 県内に関する資料は、主要なものを収集する。

エ 神奈川県内で出版されたものは収集の対象とする。

(4) 特別コレクション

一般図書・新聞・雑誌等とは別枠で、特定の主題・資料の形態などにより収集

する資料をさし、次のものを収集する。

- (ア) 特定主題によるもの。
- (イ) 特定の人物・団体・行事等を記念したもの。
(例「藤原楚水文庫」、「石原慎太郎文庫」)

(5) 視聴覚資料

映像資料・録音資料については、館外貸出しできるものを中心に次のとおり収集する。

ア 映像資料

- (ア) DVDを主として、できるだけ字幕入りの資料を収集する。
- (イ) 劇映画やアニメーション、記録映像等は映画祭・コンクールの受賞作品や一定程度の評価を得た作品を収集する。
- (イ) 逗子に関する記録映像は網羅的に、神奈川県内に関する記録映像もできるだけ幅広く収集する。
- (エ) 文化・科学・美術に関する映像や、地理、生活等の記録された映像については優れた作品を収集する。
- (オ) スポーツに関するものは、各種目の解説や実践記録等を収集する。

イ 録音資料

- (ア) 資料はCDを主として収集する。
- (イ) 主要な作曲家・指揮者・演奏家・声楽家のものを中心に収集する。
- (ウ) 次のジャンルを中心に収集する。
 - a クラシック音楽
交響曲・管弦楽曲・オペラ楽曲・その他
 - b ポピュラー音楽
ジャズ・歌謡曲・シャンソン・その他
 - c その他の音楽
邦楽・唱歌・民謡・その他
 - d 音楽以外
落語・朗読・その他

(6) 障がい者用資料

視覚や聴覚などに障がいがあり、通常の資料では利用し難い市民のために、それぞれの状況に応じた資料を次のとおり収集する。

- (ア) 録音図書は、市販されているものを中心に収集する。
- (イ) 大活字本については、高齢者の利用も多いので積極的に収集する。
- (ウ) 字幕付きDVDは、聴覚障がい者の利用も多いことから、積極的に収集する。

(7) その他(電子資料など)

参考資料を中心に、コンピュータを活用して次のとおり資料・情報を提供する。

ア 電子出版物、電子媒体は適宜収集し、新しい情報の提供に努める。

イ 行政情報や新聞などの各種データベースは、関連機関とも調整・連携しながら活用を図る。

附 則

- 1 この方針は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 資料の収集方針(平成16年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この方針は、平成28年4月1日から施行する。